

イギリス法における関係的契約論の新たな展開

北井 辰弥

- 1 はじめに
- 2 関係的契約論
- 3 関係的契約に関する裁判例の動向
- 4 むすび

1 はじめに

イギリス契約法は一般原則として信義誠実義務を認めていないことで知られ、法の世界のガラパゴス (a legal Galápagos) とよばれることもあるが¹⁾、2013年のYam Seng事件において高等法院のレガット裁判官 (Leggatt J 当時) は、こうしたイギリス法の孤立した状況を「潮流に逆らって泳いでいる」と批判し²⁾、信義誠実義務の確立を強く訴えた。本判決は学界に賛否の議

1) Julian Bailey, "Faith, Hope, and Charity": The Role of Good Faith in Construction - a Common Law Perspective' (2020) 55 Revista Derecho & Sociedad 19 at 29.

2) Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd [2013] EWHC 111 (QB) at [124]. 拙稿「イギリス契約法における信義誠実の原則—Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd事件を中心に」『法学新報』121巻7・8号(2014年)85頁, 101頁参照。拙稿は2014年までの状況を取り扱っている。執筆後に接した論考のうち、批判的なものとして、J. Carter and W. Courtney, 'Good Faith in Contracts: Is There an Implied Promise to Act Honestly?' (2016) 75 C.L.J. 608, 中間的のものとしてEwan McKendrick, 'Good

論を引き起こし、下級審判決が中心ではあるが、多数の裁判例において参照されつづけている。Yam Seng事件において、レガット裁判官は、信義誠実義務を事実黙示条項によって認定したが、2015年のMarks & Spencer事件において最高裁判所は事実黙示条項について伝統的ルールに回帰し³⁾、その認定はYam Seng事件当時よりも制限されることとなった。このことは、信義誠実義務の黙示もまた困難になったことを意味し、Yam Seng事件の先例的価値を論じる上で一つの論点となっている⁴⁾。

Yam Seng事件においてレガット裁判官は、信義誠実義務が生じる理論

Faith in the Performance of a Contract in English Law' in Larry DiMatteo and Martin Hogg (eds) *Comparative Contract Law: British and American Perspectives* (2016), at p.196, 好意的なものとして、Hugh Collins, 'Implied Terms: The Foundation in Good Faith and Fair Dealing' (2014) 67 C.L.P. 297 がある。

- 3) Marks & Spencer Plc v BNP Paribas Securities Services Trust Company (Jersey) Ltd [2015] UKSC 72. イギリスでは契約書中に明文のない条項が、黙示条項として契約内容に組み込まれる場合がある。まず、法定黙示条項 (terms implied in law) があり、動産売買においてその動産が満足のいく品質 (satisfactory quality) を有することのように制定法 (1979年動産売買法第14条第2項) による場合とフラットの賃貸借契約において共用部分についても貸主が保守管理することのように判例法 (Liverpool City Council v Irwin [1976] UKHL 1) による場合がある。次に、両当事者の意思として裁判所が認定する事実黙示条項 (terms implied in fact) がある。伝統的には「認定する根拠は、コモン・ロー上、'business efficacy', 或いは、'officious bystander'のテスト」によっていたところ (唐津博「イギリス雇用契約における労働者の義務—雇用契約におけるimplied termsとコモン・ロー上の労働者の義務」『同志社法学』33巻4号 (1982年) 102頁, 103頁参照), その後、合理性基準が台頭したが、2015年の最高裁判決は取引の必要性という伝統的アプローチに回帰した。松田日佐子「イギリス契約法の理論と実務 (第15回) 契約成立後の問題 I. 契約の内容 4. 黙示条項 (implied terms)」『JCAジャーナル』66巻3号 (2019年) 36頁以下参照。

- 4) 松田, 同上, 40頁参照。

的な根拠として、対象となった契約が関係的契約（relational contract）に該当することを強調していたが⁵⁾、今では、信義誠実義務は、関係的契約とともに裁判上取り扱われることがほぼ通例となっている。2016年には、法廷外の講演ではあるが、レガット裁判官はみずからの関係的契約論を繰り返し⁶⁾、2018年には、Sheikh Tahnoon (Al Nehayan) 事件において、再び法廷において関係的契約を前提に信義誠実義務を認定している⁷⁾。2019年には、高等法院のレベルではあるが、関係的契約論を推し進め、さらにその要件を詳細に提示するBates事件が現れた⁸⁾。学界も裁判所もこの関係的契約の内容とその有用性をめぐり議論をつづけている状況である。

ここ10年の間にイギリスで展開されたこの関係的契約論は、従来の関係的契約論とは一線を画しているところもあり、新しい関係的契約論とよぶべきものである。本稿は、マクニール (Ian Macneil) からコリンズ (Hugh Collins) にいたる関係的契約論の推移を簡単に整理し、次いで商事契約を中心に裁判例の動向を検討することによって、イギリス契約法において関係的契約論が持つ意義を考察するものである。

2 関係的契約論

(1) マクニール

関係的契約理論は、アメリカの契約法学者マクニールによって「全く新たな契約観念」として提唱されたものである⁹⁾。おおよそ1970年代から80

5) [2013] EWHC 111 at [142].

6) George Leggatt, 'Contractual Duties of Good Faith', Lecture to the Commercial Bar Association, 18 October 2016. <<https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2016/10/mr-justice-leggatt-lecture-contractual-duties-of-faith.pdf>>.

7) Sheikh Tahnoon Bin Saeed Bin Shakhboot Al Nehayan v Ioannis Kent [2018] EWHC 333 (Comm).

8) Bates v Post Office Ltd (No.3) [2019] EWHC 606 (QB).

年代にかけて精力的に著書・論文が発表されたが、彼の理論は今日でも影響力を誇っており、とりわけ近年のイギリスでは、裁判所が関係の契約に言及するようになったことから大いに注目を集めている¹⁰⁾。

マクニールは、彼が古典的ないし新古典的とよぶ伝統的な契約理論が、利己的な当事者間の単発的契約をモデルとすることから、現実社会の契約取引の実態を反映していないと批判し、「契約とは交換を将来に投影する過程における当事者の関係にほかならない」との立場から¹¹⁾、交換が繰り広げられている現実世界において、実際に人々が行っているところを分析・把握しようと努めたという¹²⁾。

様々な契約をスペクトラムのなかで連続的に捉えたことも彼の契約分析の特徴である¹³⁾。スペクトラムの一方の端には、単発的契約があり、他方の端には関係の契約があるという。単発的契約の典型例としては、めったに走ることのない高速道路上のガソリンスタンドでガソリンを購入するような場面が例示されているが¹⁴⁾、こうした場合であっても、取引はなんらかの社会的背景 (social matrix) のもとで行われるのであって¹⁵⁾、単発的契約なるものは、本当は「まったく擬制的entirely fictional」であるという¹⁶⁾。一方で関係的契約については、それが実に多種多様であるとしなが

9) 内田貴『契約の再生』(1990年) 55頁参照。

10) マクニールの追悼論文集がイギリスで刊行されていることも注目してよい。David Campbell, Linda Mulcahy & Sally Wheeler (eds), *Changing Concepts of Contract: Essays in Honour of Ian Macneil* (2013)。

11) Ian Macneil, *The New Social Contract: An Inquiry into Modern Contractual Relations* (1980), at p. 4.

12) Macneil, 'Relational Contract Theory: Challenges and Queries' (2000) 94 Nw.U.L.Rev. 877 at 879.

13) 内田・前掲注9)・165頁。

14) Macneil, 'Contracts: Adjustment of Long-Term Economic Relations under Classical, Neoclassical, and Relational Contract Law' (1978) 72 Nw.U.L.Rev. 854 at 857.

15) Macneil, *supra* note 12, at 884.

ら、長期間継続することが予定されるフランチャイズ契約、緊密で全人格的な関係である雇用契約¹⁷⁾、企業間の取引、企業内部の組織、労働協約、はては家族関係までもがその範疇に入るとされていた¹⁸⁾。

マクニールは、単発的契約をモデルとする伝統的契約理論の特徴を「現在化 presentation」という言葉で説明し、そして批判する¹⁹⁾。現在化とは「契約締結時に契約関係を完全に現在のものとする」こと²⁰⁾、つまり将来を予測し固定化してしまうことである。スペクトルが関係的な端に行けば行くほど、現在化が果たす役割は小さくなるという²¹⁾。現実の多様な契約関係では、契約時での完璧な予測は不可能であって、結局のところ伝統的契約理論は、「相互同意による契約時の現在化という見せかけを維持しようとして、黙示条項を活用した」とされる²²⁾。マクニールによれば、関係的契約においては、契約当初の決定は、完全に拘束するのではなく、ある程度暫定的なものにすぎないのである²³⁾。

マクニールは、伝統的理論の敵対的な当事者像にも疑問を投げかけている。実際社会では、とりわけ長期的な契約にあっては、関係の成否は、追加的協力に完全に依存し²⁴⁾、関係的契約においては、ある程度の利他的行動までもが期待されるという²⁵⁾。マクニールは、伝統的契約理論では、変

16) Macneil, supra note 11, at 11.

17) Macneil, 'Restatement (Second) of Contracts and Presentation' (1974) 60 Va.L.Rev. 589 at 595.

18) Macneil, supra note 14, at 887.

19) Richard Stone & James Devenney, *The Modern Law of Contract*, 14th edn (2022), at p. 14.

20) Macneil, supra note 17, at 589.

21) Id. at 596.

22) Id. at 593. 内田・前掲注9)・59頁参照。

23) Macneil, supra note 14, at 903.

24) Id. at 904.

25) Id. at 905.

化に対応する関係的な要請には十分応えられないというのである²⁶⁾。

マクニールは、一方で、単発的契約と対比される契約を关系的契約とよびながら、他方では、「すべての契約は关系的契約である」とし²⁷⁾、关系的契約という言葉を一重の意味で使用していた。後に、狭義の关系的契約を「絡み合ったintertwined」契約という呼称に改めたが²⁸⁾、一般的には、今日でも关系的契約といえば、彼にとっては不本意であるかもしれないが、スペクトラムの関係側の端に位置する一群の契約類型を指すものとして理解されている。

サンドミエルスキ (David Sandomierski) は、「マクニールの『主要な功績』は、关系的契約の存在を明らかにし、そこでは『意識的な協力』が当事者の行動をもっぱら支配するとした点である」と評価する²⁹⁾。確かに、近年では、雇用契約、建築契約、フランチャイズ契約、消費者契約等々の個別の契約類型について、これらを关系的契約として分類した上で、一般契約法と異なったルールの適用を模索する論考が目立っている³⁰⁾。

しかし、このような学界の傾向に対しては、「マクニールは、古典的ないし単発的契約の反対の極に关系的契約が配置される『スペクトラム』を描いたと一般的には理解されている。このようにマクニールを解釈することにはそれ相応の理由があるが、彼の研究の主眼は、关系的契約と単発的契約を区別することというよりは、むしろすべての契約の关系的構造を解明することなのである」とキャンベル (David Campbell) が警鐘を鳴らし

26) Id. at 888.

27) Macneil, supra note 11, at 10.

28) Macneil, 'Relational Contract Theory as Sociology: A Reply to Professors Lindenberg and de Vos' (1987) 143 *Journal of International and Theoretical Economics* 272 at 276.

29) David Sandomierski, *Aspiration and Reality in Legal Education* (2020), at p. 72.

30) See Z. X. Tan, 'Disrupting Doctrine? Revisiting the Doctrinal Impact of Relational Contract Theory' (2019) 39 *Legal Studies* 98 at 99.

ている³¹⁾。

キャンベルのようなマクニール理論に忠実な関係契約論者は、一般的商事契約と関係的契約とを単純に切り分けて、後者に適用される特別のルールを提唱するという方向には進まないであろうと予想されている³²⁾。すべての契約が関係的であるというのなら、関係的という分析・評価から、「法的に運用可能なlegally operational」理論を構築することなどできないからである³³⁾。

(2) レガット

本章は、学説の動向を整理しようとするものであるから、マクニールにならない関係的観点から契約法全体の再構成に挑むキャンベルのような学者の見解、あるいは関係的契約論を契約類型ごとに発展させようとしている学者たちの見解をここで取り上げるべきかもしれない³⁴⁾。しかし、アイゼンバーグがいう運用可能な理論を展開し、裁判実務に影響を与えている学者はほとんどみあたらない。ここでは、関係的契約論の実践例ともいえるレガット裁判官の見解をアカデミックな側面を中心に紹介したい。

31) Ian Macneil, *The Relational Theory of Contract: Selected Works of Ian Macneil*, David Campbell (ed) (2001), at p.5. イアン・マクニール著、デヴィッド・キャンベル編、池下幹彦、東繁彦訳『関係的契約理論—イアン・マクニール撰集』（2015年）は本書の抄訳であり適宜参照した。

32) Tan, *supra* note 30, at 113.

33) M. A. Eisenberg, 'Why There is No Law of Relational Contracts' (2000) 94 Nw.U.L.Rev. 805 at 813.

34) アメリカの学者も含めたマクニール以降の関係的契約論者の見解の変遷については、Peng Guo, *Good Faith in Long-Term Relational Supply Contracts in the Context of Hardship from A Comparative Perspective* (2021) の24頁以下が有益である。マクニールに対するその後の関係的契約論からの批判、伝統的契約理論からの批判については、Menno van der Veen, *Contracting for Better Places: A Relational Analysis of Development Agreements in Urban Development Projects* (2009) 78頁以下にまとまった記述がある。

イギリスの裁判所において、関係的契約に言及した裁判官はレガットが初めてというわけではない。最初に関係的契約にふれたのは、1998年 Total Gas Marketing v Acro British事件のステイン裁判官である。少数意見ではあったが、そこでは次のように述べられていた。

ガスの売買という長期契約の正しい解釈として、この契約を条件の不成就を理由に解除できるか否かが中心的な争点である。本件契約はしばしば関係的契約とよばれるタイプの契約である。しかし、そうした契約に適用される特別の解釈原則はないとされている。see McKendrick, *The Regulation of Long Term Contracts in English law, essay in Good Faith and Fault in Contract Law*, ed. Beatson and Friedman, 1995, 305. このことは、適当な事件においても、かかる契約に影響を与えた事情の変更を理由として、より柔軟なアプローチをとることが両当事者の合理的期待に最も沿うことがありうるといふことを裁判所が考慮しないことを意味するわけではない³⁵⁾。

関係的契約に対する特別の解釈原則はないという前半部分は、その後しばしば引用されるが³⁶⁾、肝心なのは、柔軟な対応が当事者の合理的期待に沿うことがあるという後半部分であろう。ステイン裁判官はさらに、不当解雇をめぐる事例である2001年のJohnson v Unisys事件においても「雇用契約を他の商事契約と同等に扱うことはもはや正しいことではない。雇用契約を現代の言葉で表現する一つの方法は、それを関係的契約とよぶことである」といささか唐突ではあるが関係的契約に言及している³⁷⁾。

ステイン裁判官は、関係的契約の内容については論じていないが、雇用

35) [1998] 2 Lloyd's Rep. 209 at 218.

36) 例えば、Catherine Mitchell, *Vanishing Contract Law: Common Law in the Age of Contracts* (2022) の177頁、注7。

37) [2001] UKHL 13; [2003] 1 A.C. 518 at [20].

契約における相互信頼義務 (obligation of mutual trust and confidence) を事実黙示条項によるものではなく、法定黙示条項によるものであるとし、またそれは信義誠実義務 (duty of good faith or fair dealing) であると述べていた³⁸⁾。関係的契約においては信義誠実義務が法定黙示されるという考え方の萌芽がここにある。

その後、弁護士が関係的契約論も持ち出した事件がないわけではないが³⁹⁾、長期の独占販売契約に関するYam Seng事件において、裁判所は、関係的契約であることを根拠に信義誠実義務を黙示したのである。レガット裁判官は、次のように述べている。

142 ……イギリス法は、伝統的に、当事者が相互に情報開示という重い義務を負う一定の関係—例えば、パートナーシップ、信託設定者と受託者の関係、その他の信認関係—と、いかなる情報開示義務も課されないとするこれら以外の契約関係との間に明確な線を引いてきた。控えめにいっても、この区分はあまりに単純すぎる。一回限りの交換のような契約において、契約の履行に関する情報の開示義務が黙示されることになるようにも思われぬし、多くの契約がこうした分類になじまない。そもそも、ここには互いの当事者が強い関わり合いを持つ長期関係が含まれていない。そうした「関係的 relational」契約—しばしばそのように呼ばれている—においては、相互信頼 (mutual trust and confidence) に基づく高度の意思疎通、協力 (cooperation) および予測可能な行動が要求され、また、忠実さ (loyalty) への期待もともなうが、これらは契約の明示条項として規定されることはなく、当事者間の了解事項として、そして、当該取り決めに取引実効性 (business efficacy) をあたえるために必要なものとして、黙示される

38) Id. at [24].

39) Baird Textile Holdings Ltd v Marks & Spencer Plc [2001] C.L.C. 999 at 1004.

のである。そうした関係的契約の例としては、合併事業契約、フランチャイズ契約そして長期の独占販売契約をあげることができる⁴⁰⁾。

ここでは、数種の長期契約が関係的契約として分類され、相互信頼義務のほか、協力義務等を両当事者が負うことが明らかにされている。マクニールの影響も認められるが、関係的契約を括り出しながら、そこに信義誠実義務（このパラグラフでは信義誠実という言葉は使われてはいないが⁴⁾）を認定するものである。そして、信義誠実義務を認めることは、ステイン裁判官が長年強調してきた当事者の合理的期待（reasonable expectations）の保護にほかならないというのである⁴¹⁾。

イギリスの高名な裁判官たちは、在任中であっても積極的に法廷外の講演を行うが、2016年にレガットは、ロンドンの商事法曹協会で「契約上の信義誠実義務」と題する講演を行っている⁴²⁾。レガットは、関係的契約という言葉がマクニールの造語であることを指摘し、スペクトラムの喩えを用いながら「一方の端には、長期的な関係として意図されたところを規律するある種の契約が存在し、そこでは当事者間の何年にもおよぶ多様な協力が必要となる」と述べ、「関係的契約とは、当事者の関係が協力および忠実に対する期待を前提とするものでありながら、それらが正式の書面において完全には明文化されない（おそらくはできない）契約」であると定義している⁴³⁾。この定義部分については、コリンズの未発表の論文「関係的契約は法的概念なのか」が近刊（forthcoming）として脚注に示されている

40) [2013] EWHC 111 at [142].

41) *Id.* at [145].

42) Leggatt, *supra* note 6. レガットは、2018年10月にもアストン大学で講演をおこなっている。長期の契約で「関係的」な性格を有するときは、信義則上の再交渉義務を認めるべきであると提言をしている。Leggatt, 'Negotiation in Good Faith: Adapting to Changing Circumstances in Contracts and English Contract Law' [2019] J.B.L. 104 at 120.

43) Leggatt, *supra* note 6, at 8.

が⁴⁴⁾、もともと共通の価値や正直さへの期待が暗黙の前提として契約書に明記されないものであることはレガットもYam Seng事件において述べていたことではある⁴⁵⁾。

レガット裁判官が先の142節において、それまでは雇用契約特有と考えられ、しかもそこでは法定黙示とされる「相互信頼」という表現を用いていたことも、注目すべきことであったが⁴⁶⁾、その真意もこの講演で明らかにされた。レガットは、雇用契約を関係的契約の典型 (paradigm example) であるとしながら、「コモン・ローは原理のレベルにおける首尾一貫性を目指すものであり、そして雇用関係に相応しい特徴が他の契約関係においてもまた認められるならば、それらは同様に処理されてしかるべきである」というのである⁴⁷⁾。なお、この場合のコモン・ローは、いうまでもなく判例法という意味である。レガットが雇用契約との類似性を強調するところからは、レガットの法理発展の展望を垣間見ることができる。Yam Seng 事件において、彼は次のように述べていた。

131 イギリス法のもとでも、雇用契約およびパートナー間の契約その他の当事者の関係が信認関係であるとされるような一定の契約類型では、信義誠実義務が付随義務として法によって黙示 (implied by law) されている。しかしながら、たとえ任意規定 (default rule) であっても、イギリス法が信義誠実の原則 (a requirement of good faith) をすべての商事契約のなかに法定黙示義務として認める段階に到達してい

44) Id. Collins, 'Is a Relational Contract a Legal Concept?' in Simone Degeling, James Edelman and James Goudkamp (eds) *Contract in Commercial Law* (2016).

45) [2013] EWHC 111 at [134] and [135].

46) See Alan Bogg, Jennifer Collins and Jonathan Herring (eds), *Criminality at Work* (2020), at p. 125.

47) Leggatt, *supra* note 6, at 10.

るとは思わない。もっとも、条項を事実黙示するためのイギリス法上確立した手法に従う限り、契約当事者の推定される意思に基づいて、通常の商事契約のなかにそうした義務を黙示することに問題があるとも思わない⁴⁸⁾。

ここではレガット裁判官は、雇用契約であれば、ただちに信義誠実義務が法定黙示されるが、通常の商事契約においては、信義誠実義務の有無は、個別の事案ごとに事実として黙示されるにすぎないと控えめに述べている。しかし、講演の後で読み返してみると、雇用契約に類似する一群の契約類型であれば、信義誠実義務が法定黙示されてよいという含みも読み取れる。

もっとも、Yam Seng事件において、レガット裁判官は、「イギリス法上確立した手法」により信義誠実義務を黙示していたが、Yam Seng事件当時の手法、すなわち文脈 (context) を重視した解釈を通じて黙示条項を認定したやり方は、最高裁のMarks & Spencer事件以降、今では許されなくなっている。黙示条項の認定は、解釈過程から切断され、明示条項が想定しない場面に限りなされることになったからである。レガット裁判官のYam Seng事件の判決については、それが傍論にすぎない⁴⁹⁾、下級審判決であって先例的価値に乏しいという指摘があったが⁵⁰⁾、最高裁の立場が変わったことから、この点でも疑問視されることになった⁵¹⁾。

レガット裁判官は、2018年のSheikh Tahnoon事件において、こうした批判に対応しながら、再びその関係的契約論を説く機会をえている。この

48) [2013] EWHC 111 at [131].

49) Simon Whittaker, 'Good Faith, Implied Terms and Commercial Contracts' (2013) 129 L.Q.R. 463 at 464. 拙稿・前掲注2)・112頁参照。

50) See Mitchell, *supra* note 36, at 188.

51) See André Naidoo, *Complete Contract Law: Text, Cases, and Materials* (2021), at p. 20.

事件は友人関係にあった実業家同士の合弁事業の解消をめぐる紛争であった。もとより当事者間に詳細な契約書ではなく、レガット裁判官は、こうした長期にわたる契約であって、互いに事業の精神と目的を尊重しつつも、詳細をあえて文書化しない本件の契約を「関係的契約」と認め、その上で信義誠実義務を新しい（あるいは古い）黙示条項認定の手法によって導いている。

レガット裁判官は、「私には、当該契約が当事者間で締結された状況は、関係的契約の典型例（classic instance）であり、当該契約に信義誠実義務を黙示することは、当事者の合理的期待を実現し、そして取引の必要性（business necessity）テストを充たす」として、Marks & Spencer事件のノイバーガー裁判官（Lord Neuberger）の意見を典拠として示している⁵²⁾。

一方、レガット裁判官はさらに続けて「当該契約の持つ関係的契約という性質は、黙示的に（反対の明文規定がない限り）それが信義誠実義務をとまなうものとして取り扱われることを要請する」と述べており⁵³⁾、別の箇所でも、こうした契約関係において法が保護する当事者の正当な期待は、信義誠実という規範的基準（the normative standard）において実現されると論じている⁵⁴⁾。デイビーズ（Paul S. Davies）は、ここに事実黙示条項としての信義誠実を法定黙示条項に「硬化 hardening」させようとする初期兆候（initial sign）を鋭敏に読み取っている⁵⁵⁾。

「硬化 harden」というのは、レガットが2016年の講演のなかで使用していた表現である。Yam Seng事件においても、Socimer International Bank

52) [2018] EWHC 333 (Comm) at [174]. ここで合理的期待という言葉を用いているところに、レガットのこだわりが現れている。

53) Id.

54) Id. at [167].

55) Paul S. Davies, 'Excluding Good Faith and Restricting Discretion' in Paul S. Davies and Magda Raczynska (eds), *Contents of Commercial Contracts: Terms Affecting Freedoms* (2021), p. 89 at p. 96.

v Standard Bank London事件⁵⁶⁾を引用し、一方当事者に裁量権が与えられている契約において、その権限の信義誠実な行使を黙示する判例の存在を指摘していたが⁵⁷⁾、後述する2015年のBraganza v BP Shipping事件⁵⁸⁾をうけて、レガットが「今やこうした黙示は法定黙示に硬化した the implication has now hardened into one of law」と述べていたことを踏まえている⁵⁹⁾。レガットは、契約上の裁量権の行使については、関係の契約というカテゴリーを超え、「信義誠実な履行はすべての契約に適用される義務」となるであろうと予測するのである⁶⁰⁾。

このように、レガットは一方ではカテゴリーを超え、すべての契約で信義誠実義務がデフォルトになる将来を遠くに見据えながら、さしあたっては信義誠実義務という結論を導くために関係的契約という類型を介在させているように思われる。注意すべき点は、類型を持ち出すことは、おのずと法定黙示条項に近づくということである。当事者は類型に該当することを主張・立証すれば、そうした義務の存在が推定されるのである。レガットにとって関係的契約論は信義誠実義務への突破口なのである。

(3) コリンズ

コリンズは、わが国でもよく知られているイギリス契約法の理論家であり⁶¹⁾、近年では労働法の分野で積極的に業績を発表している⁶²⁾。レガット

56) [2008] 1 Lloyd's Rep. 558.

57) [2013] EWHC 111 at [145].

58) [2015] UKSC 17.

59) Leggatt, *supra* note 6, at 14.

60) *Id.* at 13.

61) コリンズの契約理論については、山田八千子「契約法と配分的正義——クロンマンとコリンズの所説を中心に」『成城法学』48号（1995年）135頁を参照。

62) Hugh Collins, *Employment Law* (2003) は、ヒュー・コリンズ著、イギリス労働法研究会訳『イギリス雇用法』（2008年）として邦訳されている。同じくイギリス労働法研究会の編集にかかる石橋洋教授、小宮文人教授、清水敏教授

の講演にコリンズの未公開の論文への言及があることにふれたが、影響関係は一方的ではないように思われる。2014年の論文「黙示条項：信義誠実の基礎」においては、上の142節を示しながら、信認関係とそれ以外という二分法ではあまりに単純すぎるとレガットの意見に賛同している⁶³⁾。コリンズは、スペクトラムによって社会における様々な契約関係を俯瞰するが、彼のスペクトラムは二重構造であり、まず義務のスペクトラムというべきものがある。スペクトラムの一方の端には正直であるという最低限の義務があり、他方の端には最高度の信認義務がある。そして、両者の中間に、信義誠実義務、忠実義務、および協力義務が位置するという⁶⁴⁾。次に、市場 (market) から組織 (organization) というスペクトラムがあり、組織に近い事業形態になればなるほど当事者間の義務が高くなると考えられている⁶⁵⁾。

後者のスペクトラムは、もちろんマクニールに着想をえているが、独自の視点からコリンズはこれを再構成しているようである。Yam Seng事件において、レガットが、フランチャイズ契約、合併事業契約、独占販売契約を信義誠実義務が発生する契約として「正しく correctly」分類したこ

還暦記念『イギリス労働法の新展開』（2009年）には、第1部、第1章「イギリスにおける新たな労働法パラダイム論—H. Collinsの労働法規制の目的・根拠・手法論」（唐津博執筆）を筆頭に、コリンズの理論を批判・検証する数多くの論考がおさめられている。

63) Collins, 'Implied Terms: The Foundation in Good Faith and Fair Dealing' (2014) 67 C.L.P. 297 at 324.

64) Id. at 314. 筆者（北井）は、コリンズの2003年の著書*The Law of Contract*を取り上げて、信義誠実に対する固定的な理解を批判したことがあったが、このような段階的な考え方には賛成である。「信義誠実という言葉は、詐欺をしないという段階から情報を包み隠さず提示するという段階までのスケール、あるいは対抗的に互いの利益を追求するところから協力し相手の利益をも尊重するというスケールの上を移動する概念」なのである。拙稿・前掲注2)・122頁参照。

65) Id. at 326.

とを高く評価しながら⁶⁶⁾、さらに、ここに代理店契約を加え、こうした契約類型を「生産の半統合のための仕組みを構成する契約、複合契約、または、洒落た表現をするならば、ネットワーク」とよんでいる。関係的契約という名称については、それが「不正確かつ不適切」とであると避けつつも⁶⁷⁾、当時唱えていたネットワーク論によってレガットの分類自体はこれを支持しようとしたものと考えられる。

コリンズは、さらに遡れば、雇用契約をおもに念頭におきながら共生的契約 (symbiotic) という概念を唱えたこともあったが⁶⁸⁾、この2014年の論文執筆の時点では、ネットワークに力点をおいていた。その後、レガットが前述の講演で参照することになる2016年の論文からは関係的契約というラベルを「一時の流行 a passing fad」に過ぎず、すぐ忘れ去られるかもしれないと躊躇いながらも、次第に関係的契約論に与するようになる⁶⁹⁾。この間に、Yam Seng事件につづき、高等法院レベルで関係的契約という用語を採用する判決、すなわち、当該契約が関係的契約であることを理由に当事者間に信義誠実義務を認定する裁判例がつついたことに影響を受け

66) Id. at 328.

67) Id. at 301.

68) Collins, 'Is There a Third Way in Labour Law?' in J. Conaghan, R.M. Fischl and K. Klare (eds), *Labour Law in an Era of Globalization* (2002), p. 449 at p. 459. 唐津教授は、コリンズの共生的契約論が使用者と労働者は互換的で対等であるとの前提に立つものとして、これを批判する。唐津・前掲注62)・32頁参照。なお、コリンズは共生的契約ではなく関係的契約という言葉を用いるようになったが、逆に、関係的契約という言葉避け、共生的契約という言葉の使用を始める論者もいる。Mindy Chen-Wishart and Victoria Dixon, 'Good Faith in English Contract Law: A Humble '3 by 4' Approach', in Paul B. Miller and John Oberdiek (eds), *Oxford Studies in Private Law Theory: Volume I* (2020), p. 187 at p. 219.

69) Collins, *supra* note 44, at 2. なお本論文についてはCOREが提供するpdfファイル<<https://core.ac.uk/download/pdf/237399685.pdf>>を参照した。頁番号もファイル上のものである。

たものと思われる。

これらの裁判例は信義誠実義務等を事実上の黙示条項によって認めているが、コリンズは、関係的契約とされる契約に対して信義誠実義務や相互信頼義務の事実上の黙示を裁判所が繰り返すことによって、こうした条項がすべての関係的契約に適用される法定黙示条項になると述べている⁷⁰⁾。同じ趣旨であるが、2014年論文では法律論における重大な方向転換（significant reorientation）と裁判所による承認（judicial recognition）が必要であると述べていた⁷¹⁾。

コリンズは、マクニールが関係的契約のパラダイムの提示に失敗したとしながら⁷²⁾、関係的契約の特徴として、1 長期契約を前提に、義務内容および両当事者が期待するところは暗黙の了解であり明文では記述できないこと、2 関係維持のために、調整、協力、そして義務の変化への対応が必要なものであること、3 こうした暗黙の義務は、正直さや互酬性といった一般的な規範に由来するのではなく、当該事業の成功のために必要なものとされていたことを挙げている⁷³⁾。また、関係的契約であることの法的効果については、より文脈主義的な解釈が求められるとする⁷⁴⁾。コリンズは、関係的契約にあっては、明示条項などは「氷山の一角」にすぎず、暗黙の前提の探索が欠かせないという⁷⁵⁾。

後述するように、裁判官たちもコリンズのこの2016年の論文に注目・引

70) Id. at 7.

71) Collins, supra note 63, at 303. この場合の裁判所の承認とは、控訴院以上、とりわけ最高裁の判決を念頭においているものと思われる。

72) Collins, supra note 44, at 9.

73) Id. at 18.

74) Id. at 19.

75) Id. at 20. Pablo Marcello Baquero, *Networks of Collaborative Contracts for Innovation* (2020) は、このコリンズの見解を紹介しながら、とりわけ企業間のコラボラティブ契約において「有望な枠組み a promising framework」であると歓迎している。Id. at 143.

用するなか、コリンズはそれらの評価を置き去りにするかのようにさらに先へと進む。2021年の論文「関係契約としての雇用」においては、ステイン裁判官が雇用契約を关系的契約と分類したことに注目しつつ、その言葉のラディカルな解釈と称する持論を展開している。コリンズは、关系的契約を一般的な契約の特殊な類型とみるのではなく、すべての契約を关系的契約であるかそれ以外であるかに二分し⁷⁶⁾、「意図的な不完全性 (incompleteness by design)こそが关系的契約の必須の特徴である」とし⁷⁷⁾、2016年の論文よりも当事者意思を強調している。关系的契約にあっては、明示条項は、当事者の真の合意についての不完全な証拠でしかないとし⁷⁸⁾、关系的契約であることの法的効果としては、(1) 徹底した文脈的手法による解釈がなされること、(2) 契約上の義務が大胆に (dynamic) 変更および調整されること、(3) 長期間取引が続いている間欠的な (intermittent) 契約に拘束力を認めること、(4) 契約の履行における信義誠実義務を命令的義務 (mandatory obligation) として適用すること、を挙げている⁷⁹⁾。

ここで最も注目されるのは、关系的契約においては、信義誠実義務は命令的義務、すなわち明示条項をもってしても排除できないと述べている点である。その理由として、そのようなことは契約の目的を損なうことになるからであるという⁸⁰⁾。ここにきて、黙示条項は、法定黙示条項 (デフォルトルール) であるにとどまらず、いわば強行法規となるわけである。雇用契約において、相互信頼義務が強行法規的な黙示条項であるというのは、コリンズ自身異端 (heresy) といいつつもかねてからの持論であった⁸¹⁾。

76) Collins, 'Employment as a Relational Contract' (2021) 137 L.Q.R. 426 at 428.

77) Id. at 430.

78) Id. at 437.

79) Id. at 428.

80) Id. at 450.

81) Collins, 'Implied Terms in the Contract of Employment' in Mark Freedland (ed), *The Contract of Employment* (2016), p.471 at p.487.

さらに雇用契約のみならず関係的契約にこれを広げようというのである。2021年の論文はそのタイトルが示すように、雇用契約を関係的契約の典型としながら、さらには全契約類型の再構築を構想するものなのである。コリンズは、後述するBates事件のような請負人も、雇用契約における被雇用者と同様に扱うことができると考えているのである⁸²⁾。

ここでコリンズが取り上げる雇用関連の事例を細かく検討する余裕はないが、雇用契約との関係は、関係的契約の性質をめぐる議論にとってきわめて重要である。関係的契約論に反対を唱える根拠の一つには、雇用契約を関係的契約の典型としながら、その本質を当事者間の力の不均衡 (imbalance of power) に求め、当事者間に不均衡はない (あるいは、ないとみなされる) 商事契約においては、関係的契約論は不要だと説かれることがあるからである⁸³⁾。これに対し、コリンズは、当事者間の交渉力 (bargaining power) の不均衡は、関係的契約であることとはまったく無縁であるという⁸⁴⁾。コリンズが雇用契約を関係的契約の範疇に入れる以上、当事者間の力の不均衡は雇用契約にとってのメルクマールではないというに等しいが、これは彼が共生的契約論を唱えていた頃からの一貫した姿勢でもある。「イギリスでは、労使の権利・義務はすべて『雇用契約』に収斂するという独特の理論構成が採られている」とされるが⁸⁵⁾、関係的契約をめぐる労働法学界の議論が注目されるところである⁸⁶⁾

82) Collins, supra note 76, at 488.

83) Davies, supra note 55, at 95.

84) Collins, supra note 76, at 436.

85) 唐津・前掲注 62)・「はしがき」ii頁参照。

86) 雇用契約の分野において、コリンズと対照的な関係契約論を展開するのが、プロディー (Douglas Brodie) である。プロディーの理論も変遷している。当初はマクニールの関係的契約論は労使の力の格差を配慮していないと批判していたが ('How Relational is the Employment Contract?' (2011) 40 I.L.J. 232), その後、雇用契約と商事契約の接近傾向に着目しながら、力の格差を前提とした関係的契約論を展開するようになる ('Fair Dealing and the World of Work'

コリンズは、レガットと同様、ステインの「当事者の合理的期待」を重視しながら、雇用契約の分野で確立しつつある黙示条項の成果を商事契約に持ち込もうとするのである。

3 関係的契約に関する裁判例の動向

(1) Yam Seng事件以降の裁判例

関係的契約をめぐる判例については、冒頭で述べたように2019年の *Bates v Post Office (No. 3)* 事件が一つの画期を示すように思われる。ここでは、Yam Seng事件以降Bates事件までの判例を概観したい。

多くの裁判における論点は、当該の契約において信義誠実義務が黙示義務として認められるか否かということである。もちろん、その信義誠実義務の中味自体が個別の事案ごとに異なり、またその内容こそが重要ではあるが、黙示条項についての基準を充たせば、信義誠実義務であれ、忠実義務であれ具体的な義務が裁判所によって事実として黙示される。そうであるならば、実のところ、信義誠実義務が認定される可能性はすべての契約に存在し、イギリス法において信義誠実義務はすでに認められているという見方ができないわけではない⁸⁷⁾。日本法において民法第1条により信義誠実義務はすべての契約に存在するといっても、それは結局そのような可

(2014) 43 I.L.J. 29)。さらに、損害賠償等いくつかの論点につき関係的契約論が労働法の発展に寄与するとして期待を寄せていたが（‘Relational Contracts’ in Mark Freedland (ed), *The Contract of Employment* (2016)), 最近はまだ懐疑的になっている（*The Future of the Employment Law* (2021)）。この著書については、コリンズが批判的な書評を書いているが、プロディーがBates事件に一切言及していないことをいぶかっている。See Collins, ‘Book Review’ (2022) 51 I.L.J. 230 at 233.

87) Magda Raczynska, ‘Good Faiths and Contract Terms’ in Paul S. Davies and Magda Raczynska (eds), *Contents of Commercial Contracts: Terms Affecting Freedoms* (2021), p. 65 at p. 78.

能性があるにすぎない。

もっとも、日本において賃貸借契約がそうであったように、イギリスにおいて、一部の契約において信義誠実義務が黙示されやすい傾向は存在する。もし関係的契約であれば信義誠実義務等が認められるというYam Seng事件の考え方が確立するなら、原告は、当該の契約が関係的契約であることを主張・立証できれば、信義誠実義務等の推定を受けることができるのであって、Yam Seng事件以降はこのような主張な頻繁になされるようになっていく。

まず、Yam Seng事件の後で初めて関係的契約であることから事実黙示条項が認定されたものとして2014年のBristol Groundschool事件⁸⁸⁾がある。パイロット訓練用のマニュアルの共同開発をめぐる裁判であり、当該の合弁事業契約は関係的契約であるとされ、履行における信義誠実義務を求め黙示条項が認定された。被告が、契約関係が解消される直前に密かに被告のデータベースからデータをダウンロードした行為は「商事的に許容されない commercially unacceptable」ものとされ⁸⁹⁾、信義誠実義務に違反したと判示されている。

警察車両の廃棄処分を継続的に委託されていた業者が、回収した車両を廃車にすると偽って修理後の販売を繰り返したことから、契約の解除が争われたD&G Cars事件⁹⁰⁾においても、信義誠実義務ではないが同様の黙示義務が認定されている。ダブ裁判官（Dove J）は、両者間の契約を「第一級の関係的契約 a relational contract par excellence」とよび、業者は正直かつ廉直（honesty and integrity）に行動しなければならないという黙示義務に違反したとして⁹¹⁾、契約の解除を認めた。

88) Bristol Groundschool Ltd v Intelligent Data Capture Ltd [2014] EWHC 2145 (Ch). 本章で扱う判例のほとんどは、島田真琴「イギリス契約法における信義誠実義務」『慶應法学』47号（2022年）65頁以下が詳しく分析している。

89) Id. at [196].

90) D&G Cars v Essex Police Authority [2015] EWHC 226 (QB).

2015年のBraganza v BP Shipping Ltd事件⁹²⁾は、契約上の裁量権の行使に関する事件である。北大西洋を航行中のタンカーにおいて機関長が失踪したところ、雇用主である被告は、失踪の原因を調査した結果、自殺がなされたものと判断した。そして、「死亡に対する補償は……もし、当該死亡……が、本会社またはその保険会社の見解として、とりわけ、船員の故意の行為、過失または違法行為……によるものとされた場合には、支払われないものとする」という明文の規定に基づき、機関長の妻に対する死亡給付金の支払いを拒否した。最高裁判所のヘイル裁判官 (Lady Hale) は、契約上裁量権が一方の当事者にのみ与えられている場合、利害の対立が生じ、「雇用契約がしばしばそうであるように契約当事者間で力の著しい不均衡が存在するときには」、裁判所は裁量権が濫用されないよう、決定の仕方に関して、条項の黙示ができるとし、決定権行使の過程は、合法的かつ合理的に権限が行使されなければならないとした⁹³⁾。そして、黙示の信頼義務 (implied obligation of trust and confidence) を認定し⁹⁴⁾、妻の請求を認容した。

ヘイル裁判官は、雇用契約であることを重視したが、同じく多数派を構成したホッジ裁判官 (Lord Hodge) は、Jonson v Unysis事件のステイン裁判官の言葉を引用し、「雇用契約は関係的契約である」ことを理由に信頼義務を導いた。その上で、雇用主には高度の証明責任が課されるとしながら、本件の機関長の死亡を自殺と断定する十分な証拠はなかったと判示した⁹⁵⁾。

一方で、ノイバーガー長官は、本件においては、通常の商事契約における裁量権行使のルールが適用されるべきであり、会社側の調査は「正直、

91) Id. at [176].

92) Braganza v BP Shipping Ltd [2015] UKSC 17.

93) Id. at [30].

94) Id. at [32].

95) Id. at [61]. なお、カー裁判官 (Lord Kerr) が同調している。

信義誠実そして真正」になされ、「恣意、気まぐれ、倒錯、そして不合理」とまでは言い切れない以上、信頼義務などを黙示する必要はなく、会社の決定は尊重されるべきだと反対意見を述べた⁹⁶⁾。コリンズは、最高裁判事が関係的契約論に立ったことを歓迎しながら、ノイバーガー長官が信義誠実を正直である（嘘はついていない）という最も狭い意味でしか捉えていないことを批判している⁹⁷⁾。

2016年の控訴院のGlobal Motors事件は明示条項の解釈が争われた事案であったが、そこでビートソン裁判官（Beatson LJ）は関係的契約にあっては、「より柔軟なアプローチをとることが両当事者の合理的期待に最も沿うことがある」というステイン裁判官の言葉を引用し⁹⁸⁾、「長期契約の一定の類型にあっては、裁判所は協力義務あるいは、Yam Seng事件 [131] [142] [145] 節で用いられた言葉でいうところの信義誠実義務を黙示することに吝かではない」と述べたことも注目される⁹⁹⁾。

2018年には、前掲のSheikh Tahnoon事件において、高等法院のレガット裁判官は、関係的契約であることを理由に黙示の信義誠実義務の存在を認定し、原告に損害賠償を認めている。奇しくも同じ2月22日には、控訴院も関係的契約に言及している。25年間のPFI（民間資金活用事業）契約をめぐるAmey Birmingham事件において、ジャクソン裁判官（Jackson LJ）は、当該の契約を関係的契約とし、コリンズの2016年の論文「関係的契約は法的概念なのか」にふれながら¹⁰⁰⁾、「両当事者は、当該契約において明らかに長期の目標としたところに合致するような合理的アプローチをとらなけ

96) Id. at [104].

97) Collins, *supra* note 76, at 446.

98) *Globe Motors Inc v TRW Lucas Variety Electric Steering Ltd* [2016] EWCA Civ 396 at [65].

99) Id. at [67].

100) *Amey Birmingham Highways Ltd v Birmingham City Council* [2018] EWCA Civ 264 at [92].

ればならない」と関係的契約論に好意的な言及をしている¹⁰¹⁾。

(2) Bates v Post Office (No. 3) 事件

Bates事件は、ジョンソン元首相 (Boris Johnson) が「史上最大級の司法の失態one of the biggest miscarriages of justice in our history」とよんだスキャンダルに関わる事件である¹⁰²⁾。原告は全国の555人の(元)郵便局長たちである。こうした郵便局長たちは中央郵便局との関係では、それぞれが請負人 (independent contractor) であるが、全国統一の勘定システムである「ホライズン」という富士通社製システムの使用が必須とされていた¹⁰³⁾。各郵便局の現金残高とシステム上の残高に不一致が生じた場合には、契約書にのっとり、郵便局長たちは、その差額を中央郵便局から賠償させられたり、告訴され詐欺罪等に問われたりしていた。民事裁判で敗訴して破産する者¹⁰⁴⁾、一貫して無実を訴えたが陪審裁判で有罪となり

101) Id. at [93].

102) *Hansard*, Volume 693: debated on Wednesday 28 April 2021 <<https://hansard.parliament.uk/commons/2021-04-28/debates/1E773197-C43C-40B4-9A52-BBF454C196AA/Engagements>>.

103) 本件は日本の情報誌でも取り上げられた。「動かないコンピュータ 英ポストオフィス 郵便局長550人が冤罪被害 横領容疑, 真相は勘定系のバグ」『日経コンピュータ』2020年3月5日号, 58頁。

104) *Post Office Ltd v Casteleton* [2007] EWHC 5 (QB) では、25,000ポンド (約400万円) の不足額の支払いを求められた被告が、金額の不一致はシステムの欠陥によると反論したが、裁判所はシステムに問題はなかったという中央郵便局側の主張を認め、盗難などの事実がない以上、不足額は被告または被告の従業員の仕業であるとし、契約条項に従い、被告に賠償を命じた。このことは、相手方の弁護士費用320,000ポンド (約5,100万円) の負担を意味し、被告は自己破産を余儀なくされたという。BBC News, 11 Feb. 2020 <<https://www.bbc.com/news/business-51446463>>. このように巨大企業を相手の民事裁判は訴訟費用の敗訴者負担という問題がつきまとう。実は、Bates事件はno-win no-feeの条件付成功報酬制によって弁護団が組織された。その結果、巨額の和解金(中

服役する者、実刑を免れようと身に覚えのない罪を自白したものの、やはり実刑判決を受ける者などが相次いだ。このような異常な事態が全国で発生し、BBC放送などマスコミにも取り上げられるようになったが、中央郵便局はシステムに不具合はなかったと主張しつづけていた。このBates事件を契機によりやがてその非を認め、郵便局長たちに謝罪をするにいたったのである。

いくつかの訴訟に分かれて争われたが、システム上の不足額を理由に、その支払いを求められたり、補填がなされないことから業務委託契約を解除されたりした郵便局長らが、不足額の請求等の処理にあたって、中央郵便局側に信義誠実義務違反があったとして、損害賠償を求めて争ったのが本件である。判決文は300頁を優に超えるものであったが、フレイザー裁判官は、Yam Seng事件などを先例として列挙しながら「関係的契約の概念はイギリス法上確立した概念である」とし¹⁰⁵⁾、さらに関係的契約の判定基準を示した。

すなわち、1 信義誠実義務の黙示を妨げる明示条項がない。2 長期間の関係が意図された長期契約である。3 各当事者が誠実に、かつ取引に忠実に、役割を果たすことが意図されている。4 履行にあたっての協力が前提とされている。5 事業の精神・目的を文書で網羅的に明示することができない。6 相互の信頼を旨とするが、信認義務関係とは異なる関係である。7 相互信頼および忠実さの期待に基づく高度のコミュニケーション、協力、および予測可能な行動が求められる。8 当事者の一方ないし双方によって相当程度の投資がなされている。9 関係の排他性を認めることがで

中央郵便局の責任を認める判決はくだされたが、その前に謝罪と5,775万ポンドの和解金の支払いが合意された)もほとんど原告の手元には届かなかったという。See W. Green, 'The Most Important Case in 100 Years? - Good Faith Duties in Relational Contracts Following Bates v Post Office Ltd' (2020) 164 Prop. L.B. 1 at 3.

105) Bates v Post Office Ltd (No.3) [2019] EWHC 606 (QB) at [705].

きる。これら9基準である¹⁰⁶⁾。

そして、網羅的なものではないとしながら、これらの基準に照らし、本件¹⁰⁷⁾の業務委託契約は関係的契約に該当するとされたのである。

次に、その効果として、関係的契約においては黙示条項により信義誠実義務が認められるとされた。つまり、関係的契約にあつては、当事者は合理的で正直な人によって商事的に許容できない行動をとることが許されないとされ、そうした信義誠実義務には「透明性、協力、そして信頼 Transparency, co-operation, and trust and confidence」が含まれるとされた¹⁰⁷⁾。そして、システムの不具合に関する情報を開示する義務、みだりに契約を解除しない義務、当事者間の信頼関係を破壊する行為を行わない義務、裁量権を信義誠実に行使する義務など17の義務が黙示条項として認められ¹⁰⁸⁾、中央郵便局側は一連の行為において、これらの義務に違反したとされたのである¹⁰⁹⁾。

フレイザー裁判官は学者の見解は重要だと持ち上げながら、『チティ契約法』¹¹⁰⁾が信義誠実義務を、正直さに限定して解説することを批判し、一方で、コリンズの2016年の論文「関係的契約は法的概念なのか」を称賛しながら、コリンズが関係的契約論に懐疑的なことは2016年の段階であれば致し方ないと述べている¹¹¹⁾。また、原告側は中央郵便局と郵便局長らの力の不均衡を強調していたが、フレイザー裁判官は力の不均衡は関係的契約とはまったく関係がないと述べた点にも注意が必要であろう¹¹²⁾。この点において、フレイザー裁判官の論法は、レガット、コリンズと軌を一に

106) Id. at [725].

107) Id. at [738].

108) Id. at [746].

109) Id. at [706].

110) *Chitty on Contracts*, 33rd edn (2018).

111) Id. at [705].

112) Id. at [722].

するのである。

さて、このBates事件までの関係的契約と信義誠実義務に関する判例は、黙示条項を認定するにあたり、同時に、取引の実効性等のテストを充たすかという点をも検討していたが、フレイザー裁判官は、黙示義務が関係的契約に由来する信義誠実義務に含まれるか否かが最初に検討され、そうでない場合に取引実効性等のテストに服すると述べており¹¹³⁾、関係的契約においては信義誠実義務が法定黙示されると判示したものとして理解されている¹¹⁴⁾。

事実黙示条項の認定が裁判で繰り返されるなら、それは判例法上の黙示条項へと昇華されうるが、論者の多くはフレイザー裁判官の意見には否定的である。デイビーズは、フレイザー裁判官が、関係的契約には言及しない判例や関係的契約論に否定的な判例までも典拠としていることを批判し¹¹⁵⁾、また、オサリバン&ヒラードは、フレイザー裁判官は関係的契約であるか否かを当事者の意思から切り離しており、それでは事実黙示条項と法定黙示条項の境界が曖昧になると懸念を示し、この問題の立法による解決を提言している¹¹⁶⁾。

（3）Bates事件以降の裁判例

Bates事件は、中央郵便局という英国政府が唯一の株主である巨大企業と零細な個人事業主である郵便局長らとの間の紛争であり、契約書は長大で詳細ではあったが、一方的なものであった。また、この事件の敗訴が濃厚になり、中央郵便局は謝罪し、大規模な刑事補償が始まったことから、

113) Id. at [743].

114) See e.g. Robert Merkin, Robert Merkin QC & Séverine Saintier, *People's Textbook on Contract Law* (2021), at p. 26.

115) Davies, *supra* note 55, at 96.

116) Janet O'Sullivan and Jonathan Hilliard, *The Law of Contract*, 9th edn (2020), at p. 194.

本件の結論は妥当であったように思われるが、関係的契約論への懐疑、信義誠実義務への抵抗などから、その後の判例では、Bates事件のように法定黙示条項として信義誠実義務を大胆に認定する判決は今のところ聞かれない。しかし、信義誠実義務が争われる裁判自体は少なくないし、その際に当該の契約が関係的契約であるか否かが頻繁に争われていることもまた事実である。

2019年のUTB LLC v Sheffield United事件は、サウジアラビアの王子が所有する会社とイギリスのプレミアリーグに加盟するフットボールクラブとの間での合弁事業契約をめぐる訴訟であった。高等法院のファンコート裁判官 (Fancourt J) は、黙示条項が認められるか否かは、合理的第三者基準または取引実効性基準によって判定され、Yam Seng事件におけるレガット裁判官の意図はこの黙示条項の伝統的手法に従うことにあったとし¹¹⁷⁾、いやしくも第一審を担当する裁判官たる者は、Yam Seng事件とSheikh Tahnoon事件の判決理由 (ratio) には従わなければならないと述べ、みずから率先してこれに従うと宣言する¹¹⁸⁾。その一方で、Bates事件のフレイザー裁判官の議論については「当該契約の合理的読者がなんらかの条項が必要ないし明白とみなすかという問題を契約が関係的契約かどうかという問題にすり替えるような気味がある」と警戒し¹¹⁹⁾、さらに、「『関係的契約』という言葉の意味が明確でない以上、この言葉を使用することは危険である」と抵抗感をあらわにする。ここでは控訴審判事に昇進したレガット裁判官に敬意を示しながら、関係的契約論を回避しようという態度がうかがわれるように思われる。

また、本件においては、合弁事業契約書は、法律専門家によって起草された詳細なものであり、Sheikh Tahnoon事件の契約書とは、スペクトラムにおいて正反対に位置すると述べられ¹²⁰⁾、こうした契約ではすべての

117) [2019] EWHC 2322 (Ch) at [200].

118) Id. at [201].

119) Id.

条項が注意深く検討されたのであって、黙示条項の認定は難しいとされた。加えて、本件では個別の信義誠実条項が存在しており、個別の信義誠実条項が言及していない事項には信義誠実義務は黙示されないとされた¹²¹⁾。こうした裁判所の判断傾向もあってか、信義誠実義務への敵対心とは裏腹に、実務上、信義誠実義務条項を挿入することが増えており¹²²⁾、反対解釈を想定した限定的な信義誠実条項の作成テクニックが日々磨かれているものと推察される。

UTB事件と同様に、伝統的な明示条項の解釈および黙示条項認定のルールにより事案が処理された判決としては、同じく高等法院のRussell v Cartwright事件がある。本件は、不動産開発を目的とする合弁事業契約にかかわる。4者による合弁事業から原告のみが脱退したが、原告は脱退後に被告らが脱退交渉と並行し別の開発事業を密かに進めていたことを知った。もとの合弁契約書には、個別の信義誠実義務条項が数か条存在しており、原告は被告らの行為がこれら明示条項に違反すること、もしそうでなくとも、信認関係または関係的契約に由来する黙示の信義誠実義務（情報を包み隠さず提供し、新事業参加の機会を保障する義務）に違反する旨を主張した。高等法院のフォーク裁判官(Falk J)は、まず、当事者らの関係がパートナーシップのように信認義務を発生させるようなものではないと認定し¹²³⁾、次に、被告らの行為が、事業の運営や競業避止に関する明文の信

120) Id. at 206. このスペクトラムという言葉については注意が必要である。これは、契約書の精粗のスペクトラムであり、Bates事件においても「解釈のスペクトラム interpretative spectrum」として、この意味でこの言葉が使用されていた。[2019] EWHC 606 (QB) at [631]. Bates事件の契約書は、このスペクトラムの考え方だけに従えば、UTB事件以上に黙示条項が認められる余地のない精緻なものであった。契約解釈のスペクトラムについては、拙稿「イギリス契約法における契約の解釈—最近の発展について」『法学新報』126巻7・8号（2020年）103頁、137頁以下参照。

121) [2019] EWHC 2322 (Ch) at [207].

122) Leggatt, *supra* note, 42 at 106.

信義誠実義務条項にはいずれも違反していないとした¹²⁴⁾。そして、黙示条項の検討がなされたが、フォーク裁判官はUTB事件のファンコート裁判官の意見に賛同すると述べた。すなわち、面前の契約が関係の契約か否かということから信義誠実義務を導くのではなく、黙示条項に関する伝統的テストによって信義誠実義務の有無が検討されるべきであるとし、本件は、契約書自体が詳細なものであって、個別の信義誠実義務条項までもが存在する以上、あえて一般の信義誠実義務を黙示することは、明示条項とは相いれないと判示したのである¹²⁵⁾。

一方では、関係的契約論に一定の理解を示し、フレイザーの9基準を検討してみせる判例も存在する。2020年のEssex County Council v UBB Waste (Essex) 事件は、廃棄物処理に関するエセックス州と処理業者間の25年間のPFI (民間資金活用事業) 契約をめぐる訴訟である。処理プラントの性能テストに合格できず契約を解除された業者が、合格条件の変更等に応じなかった州側は信義誠実義務に違反したとして争った。

ペッパーオール裁判官 (Pepperall J) は、フレイザー裁判官の9基準をふまえ、本件契約は「信義誠実義務が黙示される関係的契約の典型例にあたる」として、信義誠実義務の存在を認めた¹²⁶⁾。そして、それが違反されたかは、客観的な基準によるとしながら、合理的で正直な人々にとって商事的に許容できない行為がなされたとき違反が発生するとし、またその判断は、契約上および事実上の文脈によるとした¹²⁷⁾。その上で、フレイザー裁判官は、むしろ業者側に問題があり、契約を解除したエセックス州の措置は信義誠実義務違反にはあたらないと判示した。明示条項の存在が強調

123) [2020] EWHC 41 (Ch) at [73].

124) Id at [83] and [84].

125) Id. at [87] and [89].

126) [2020] EWHC 1581 at [113].

127) Id. at 116. なお、この判断基準は、Phoenicks v Bellrock Property [2021] EWHC 2639 (Comm) at 87でも引用されている。

されており¹²⁸⁾、結局本件は、詳細な明示条項がある場合、信義誠実義務が機能する余地のないことを明らかにしたものと評価されている¹²⁹⁾。

2020年のTAQA Bratani v Rockrose事件は、北海のブレイ油田における共同事業に関わる訴訟である。原告は、TAQA Bratani社および他の3社であるが、日本のJX石油開発の英国法人もここに含まれている。鉱区オペレーターは訴外の会社であったが、被告がオペレーターである訴外会社を買収しようとしたところ、原告らが、契約書の解任条項に則りオペレーターを解任し（原告ら4社がオペレーターを解任することができる旨の規定があった）、思惑のはずれた被告が解任の効力を争い、これに対し原告は解任が有効である旨の確認判決を求めたのが本件である。被告は、解任条項は無条件ではないものとして解釈できると、そうでなくとも、解任権のような裁量権の行使は黙示条項により制限されると、さらに、本件契約は関係的契約であり信義誠実義務によっても解任は制限されると主張した。

高等法院のペリング裁判官(Pelling QC)は、まず契約解釈について、本件の契約書は、法律専門家によって起草された洗練され、詳細なものであり、文理にのっとり (textual) 解釈されるべきであり、すなわち原告らには無条件の解任権を有していたと認定した¹³⁰⁾。そして洗練された企業間において詳細な商事契約が交わされている場合には裁量権に関するBraganza事件の原則は適用されないとし¹³¹⁾、また、本件に黙示義務を認めることは取引実効性にとって不要であると判示した¹³²⁾。さらに、ペリング裁判官は、本件の長期契約は関係的契約ではあるが、そのことから直ちに信義誠実義務が黙示されることはないとし¹³³⁾、解任は有効であると

128) [2020] EWHC 1581 at [148].

129) Mitchell, *supra* note 36, at 183.

130) TAQA Bratani v Rockrose UKCS8 LLC [2020] EWHC 58 (Comm) at [33] and [34].

131) *Id.* at [46].

132) *Id.* at [45].

結論づけた。

2020年のCathay v Lufthansa事件も同様の判決であるように思われる。原告のキャセイパシフィック航空は被告整備会社との間で、長期のエンジン保守点検契約が結んだが、契約書には、原告は一定のエンジンを点検の対象から除外できる旨の条項があった。原告が一部のエンジンを一方的に除外したところ、被告は、除外は合理的な場合に限定されるべきであると主張し、また、Socimer/Braganza事件の原則により、このような裁量権は恣意的ないし不合理に行使してはならないと主張した。さらに、本件は関係の契約であり、原告の行為は黙示の信義誠実義務により商事的に許容されるものでなければならぬと主張した。

高等法院のキンベル裁判官（Kimbell QC）は、本件の契約書には曖昧な点はなく、原告は任意のエンジンを除外できると認定し¹³⁴⁾、次に、Socimer/Braganza事件の原則についても、先例と比較し、これが適用されるべき事案ではないと判示した¹³⁵⁾。本件で注目されるのは、関係の契約論の部分であり、キンベル裁判官は関係の契約をめぐる法は「発展途上 a state of development」にあるとしながら、おおむね次のように整理している¹³⁶⁾。

- a. 関係の契約において信義誠実条項が法定黙示されることがあるが、明示条項に反してはならない。
- b. 長期契約において、事業の目的への協力を前提としながら、あえて詳細が明文化されなかったとき、それらが法定黙示されることがある。

133) Id. at [56].

134) Cathay Pacific Airways Ltd v Lufthansa Technik AG [2020] EWHC 1789 (Ch) at [142].

135) Id. at [183].

136) Id. at [218].

- c. 関係的契約において信義誠実条項が事実黙示されることがあるが、通常の黙示条項のテストによって判断されなければならない。
- d. 信義誠実条項が黙示されるルールは、合理的第三者基準または取引実行性基準である。
- e. 契約全体の性質も重要な判断材料となる。
- f. 詳細かつ洗練された契約書であっても、信義誠実条項が黙示されることがある。

そして、キンベル裁判官は、まず、伝統的な黙示条項認定のルールに従い、信義誠実義務を否定し¹³⁷⁾、さらに、Bates事件の9項目をも検討しつつ、本件契約は長期契約ではあっても関係的契約ではないとし¹³⁸⁾、もし仮に関係的契約であり信義誠実義務が発生していたとしても、原告側に義務違反はなかったと判示した¹³⁹⁾。

このCathay v Lufthanza事件以降も、関係的契約と信義誠実義務が争われるいくつかの裁判例があるが、法状況は大きくは変化していないものと思われる。

4 む す び

本稿は、関係的契約論をめぐる学界の議論と裁判例を概観し、関係的契約論の意義を検討しようとするものであった。第2章では関係的契約論を主唱するコリンズの学説を取り上げたが、イギリスの契約法学者の大勢は関係的契約論に懐疑的であり、積極的に反対を唱えるものも少なくない。デイビーズは、関係的契約論を不要とみるだけでなく、「この領域の法は形成途上ではあるものの、イギリス契約法において包括的な信義誠実の原

137) Id. at [224].

138) Id. at [241].

139) Id. at [242].

則は今のところ存在しない」と論じ¹⁴⁰⁾、関係的契約のみならず一般原則としての信義誠実義務をも否定している。別の教科書も「関係的契約という概念は、信義誠実と同じぐらい対立の種となっている」と述べている¹⁴¹⁾。

一方では、第3章で紹介したように、法廷では関係的契約と信義誠実義務についての議論が繰り広げられていることも事実である。あるケースブックは「おそらく最も重要な点は、全体として、裁判例は関係的契約という概念を認めているだけでなく、関係的契約においては確実に信義誠実の存在も受け入れているということである」と総括しており¹⁴²⁾、裁判例に対する学界の評価は割れているのが現状である。

実際には、関係的契約であるならば信義誠実義務等が生じるとの前提に立ちながらも、関係的契約であることを否定したり、あるいは肯定しても、そのような義務違反を認めない裁判例が続いている。最近のこうした傾向から、ミッチェルはパラダイム転換は起こりそうもなく、「一個のカテゴリリーとして法が認め、特定の効果をともなう関係的契約という考え方は、検討の俎上からはやがて消滅し、信義誠実の黙示条項のみが残ることになる」との予測を立てている¹⁴³⁾。

振り返ってみれば、Bates事件のような特異な事件においては原告の救済は当然であったように思われる。しかし、当時は、明示条項の解釈が厳格化され、黙示条項の認定も困難となっていた。Bates事件はハードケースであり特別なルールによるほかなかったのである。関係的契約という概念は一種の切り札であった。一方、大企業同士の取引において、関係的契約にこだわる理由は乏しいようにも思われる。近時は判決文ベースで数頁にわたって関係的契約について相当詳細な議論がなされているが、その分

140) Paul S. Davies, *J.C. Smith's The Contract Law*, 3rd edn (2021), at p. 309.

141) Merkin, *supra* note 114, at 26.

142) Naidoo, *supra* note 51, at 21.

143) Mitchell, *supra* note 36, at 187.

のコストを当事者が負担していることを考えると、「イギリス法の一つの偉大な原則は、それ自身のために仕事をすることである」というディケンズの言葉が脳裏をよぎり、イギリスのビジネスローヤーたちのたくましさを思い知らされる。

商事契約において関係的契約論が台頭したのは、結局のところ信義誠実義務の存在を認めさせようという意図によるものであった。レガットは、事実黙示条項から法定黙示条項への「硬化」の機会をうかがい、コリンズはさらに強行法規化を展望している。いずれも、雇用契約に関する判例法の成果を一部の商事契約に取り込もうというのである。なるほど商事契約における法理の柔軟化という点においては、関係的契約を持ち出すメリットは確かに存在したように思われる。ここで興味深いのは、労働法を専門とする学者、法律家らはこの議論とは距離を置いていることである。商事契約とは対照的に最近裁判例もほとんどみあたらない。プロレイバーの側からすると、力の不均衡を前提とする関係的契約論ならまだしも、コリンズやレガットの唱える新しい関係的契約論、すなわち当事者の合理的期待（結局のところ意思自治）に基礎をおく契約論を突き詰めたところで、労働法が抱える問題の解決に資する見込みがないからであろう。

このように考えると、新しい関係的契約論はやはり「一時の流行」であるのかもしれない。信義誠実義務が事実黙示条項にせよ徐々に拡散していけば、関係的契約とそれ以外の契約との境界は曖昧となり、この概念を持ち出す意義も薄れていくからである。それでも「関係」にこだわり、さらに当事者の意思ないし期待、しかも契約締結時のそれを強調するとなるとこれは一種の「擬制」に近づく。関係的契約論の出発点からすれば皮肉なことであろう。ともあれ議論は収束に向かう気配がない。最後に2020年にレガットが最高裁判事に昇進していることも指摘しておかなければならない¹⁴⁴⁾。関係的契約論はもちろんのこと、契約の解釈、黙示条項の認定に

144) 契約法の教科書もこのことにふれている。O'Sullivan, *supra* note 116, at 95;

ついて、最高裁判所の動向に注意を払う必要がある。

(本学法学部教授)

Richard Taylor and Damian Taylor, *Contract Law: Directions*, 8th edn (2021), at p. 118.